平成２９年（フ）第２４号
群馬県桐生市菱町５丁目515番地
債務者　岩野　　博
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５２号
長野県飯山市大字寿441番１号地
債務者　飯澤　小織
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
岐阜県関市山王通１丁目９番27号
債務者　坂井かおり
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７６号
大津市におの浜４－２－28（1303）、住民票上の住所滋賀県湖南市菩提寺1254番地
債務者　荻原　弥一
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
滋賀県栗東市大橋５丁目３番18号
債務者　村井ゆかり
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１５号
大津市滋賀里４丁目１－７　カサフレスコＡ121、住民票上の住所滋賀県高島市永田1458番地２
債務者　山下相烘こと　金　　相烘
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２０号
滋賀県高島市新旭町熊野本１丁目10番地15ウィズユー旭203号、前住所滋賀県高島市今津町今津1544番地６・京都市北区紫野下柏野町29番地の１
債務者　佐野　圭亮
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
兵庫県加古川市尾上町池田1818番地の１　ガルウィングヒルズ201号、従前の住所兵庫県西脇市和布町159番地の２
債務者　一宮　克也
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７０号
兵庫県姫路市広畑区小松町４丁目71番地１、従前の住所大阪府枚方市渚南町44番15―105号
債務者　礒貝紀代子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７４号
兵庫県加古川市尾上町池田1732番地の８、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家1753番地の８
債務者　山本こと　鈴木　美保
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１６号
広島市西区福島町２丁目３番１―403号、申立て時の住所広島市西区南観音６丁目14番32―204号
債務者　中田　貢輔
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６６号
広島県東広島市西条町寺家1848番地１　プラネット寺家Ｃ棟106号
債務者　平松昭二こと　ＨＩＲＡＭＡＴＳＵ　ＳＨＯＵＪＩ
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３６号
広島市佐伯区五月が丘３丁目37番13号
債務者　髙橋ミハル
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
愛媛県松山市南梅本町甲1143番地７
債務者　有馬　裕章
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２９年（フ）第３号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第20地割30番地２
破産者　倉口　昭彦
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第８号
岩手県二戸市福岡字長嶺113番地３　三葉荘７号
破産者　荒木田真紀子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部